

開示制度・会計監査制度及びコーポレートガバナンス改革を巡る最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 田原 泰雅 たはら やすまさ

開示制度・会計監査制度及びコーポレートガバナンス改革を巡っては、昨年11月から本年5月にかけてのこの半年間にも、様々な進展がありました。本稿では、こうした開示制度・会計監査制度及びコーポレートガバナンス改革を巡る最近の動向についてご説明します。

1. 開示制度を巡る最近の動向

上場企業や投資家を取り巻く経済環境が大きく変化する中、資本市場の機能の発揮を通じ、企業価値の向上と収益向上の果実を家計にもたらしていくという好循環を実現するために、投資家の適切な投資判断、投資家と企業との建設的な対話を促していくような企業情報が、十分かつ正確に、また、適時に分かりやすく開示・提供されることが重要です。こうした観点から、企業の情報開示について、以下のような取組を実施しています。

1. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける企業情報の開示・提供のあり方を巡る検討

昨年11月、金融審議会総会において、「投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示及び提供のあり方について検討を行うこと。」との諮問がなされました。

この諮問を受け、昨年12月、「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置され、本年5月まで7回にわたり、以下のような企業情報の開示・提供を巡る課題について、海外投資家からのヒアリングを含め、幅広い検討が行われてきました。

(1) 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実

財務情報、及び財務情報をより適切に理解するための企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関する評価などを説明する記述情報（例えば、経営戦略、MD&A、リスク情報、雇用関係の情報など）を充実させるべき

(2) 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

対話の観点から、提供されることが望ましいガバナンス情報（例えば、政策保有株式や役員報酬の決定方針など）を充実させ、また、提供方法も改善すべき

(3) 提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

投資判断や建設的な対話に必要な情報の適時なタイミングでの提供と、その信頼性を投資家が判断する際に有用な情報（例えば、会計監査に係る情報など）の提供を一層図るべき

(4) その他

情報通信技術の進展等を踏まえ、投資家のニーズにあった分かりやすい情報提供（例えば、EDINETの利便性の向上、英文による情報提供など）を図るべき

ワーキング・グループは、6月以降、検討のとりまとめを行っていく予定であり、金融庁としては、今後、ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ適時に分かりやすく提供されるとともに、このような情報開示が促進されることを通じて上場企業と投資家との建設的な対話が進んで行くよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えています。

2. フェア・ディスクロージャー・ルールの導入

昨年5月成立の改正金融商品取引法により、上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルール（以下「FDルール」という。）が導入されました。昨年12月の関係政令・内閣府令の公布、本年2月のガイドラインを経て、本年4月1日からFDルールが施行されています。

ガイドラインでは、FDルールに基づく情報開示について、発行者と投資家の対話の中でプラクティスを積み上げていくことが求められていることを踏まえ、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面におけるルールの適用関係や、投資家から重要な情報に当たるのではないかと指摘を受けた場合の上場企業の対応などについての考え方を示しています。

FDルールの導入には、発行者による早期の公平な情報開示が促されることや、こうした開示を通じた投資家との対話がより充実していくことにより、いわゆる「早耳情報」による短期売買ではなく、中長期的な視点に立った投資が促されるといった積極的な意義があるとされています。また、諸外国においては、FDルールのもと、上場企業が積極的に情報開示や投資家との対話を行っていると考えられています。

一方で、我が国の上場企業の一部には、FDルールの導入に伴い、これまでアナリスト等には提供していたものの公表はしていなかった情報について、その提供を取りやめることが懸念されるとの声を伺うことがあります。FDルールは、投資家に対して投資判断に有用な情報を公平に開示することを目的としたルールであり、上場企業は、投資判断に有用な情報については、その提供を取りやめるのではなく、広く投資家全体に対して公表すべきものと考えられます。我が国においても、上場企業がFDルールの導入を契機として、ルールの趣旨を踏まえた積極的な情報開示や投資家との対話に取り組んでいくことにより、資本市場の活性化が実現していくことが期待されています。

3. 事業報告書と有価証券報告書の一体的開示のための取組

我が国の企業開示の実務では、株主総会前に会社法に基づく事業報告・計算書類が提供され、株主総会後に金融商品取引法に基づく有価証券報告書が開示される例が多く見られます。この実務

は、かつて、期末後2か月以内であった有価証券報告書の提出期限について、企業側の要望を踏まえて期末後3か月以内に延長されたことなどから、定着した実務であると考えられます。

一方、欧米では、決算期末から株主総会開催日までの期間が日本よりも長く、我が国の金融商品取引法と会社法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を記載した「一つの書類」を作成し、株主総会前に開示している例が見られます。我が国においても、制度上、金融商品取引法と会社法の両方の要請を満たす「一つの書類」を開示することは可能となっています。しかしながら、実務では、決算期末から株主総会開催日までの期間が諸外国に比べて短く^(注1)、冒頭の実務ニーズもあって、「一つの書類」による開示に向けた動きは見られていません。

現在、法務省の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、株主総会資料の電子提供制度が検討されており、有価証券報告書と事業報告等の一体化がより容易となるとの指摘があります。金融庁は、有価証券報告書と事業報告等の一体化をより容易とする観点から、EDINETで株主総会前に事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書を金融商品取引法上の書類として開示する場合には、会社法上の事業報告等の電子提供として認められることが望ましい旨を意見表明しているところです。

このような状況の中、昨年12月、金融庁は法務省とともに、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化をより容易にするための対応をとりまとめ、公表しました。本年1月には、金融庁において大株主の状況やストックオプションの記載に係る法令改正を行うとともに、本年3月に財務会計基準機構から有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行うに当たってのポイントや記載事例が公表されました^(注2)。併せて、記載内容の共通化や一体化を希望する企業へのサポートを行う観点から、金融庁に、企業からの共通化等に係る実務的な相談を受け付けるための相談窓口を設置しました^(注3)。

引き続き、企業の一体的開示のための取組をサポートしてまいります。

(注1) 多くの企業は議決権行使基準日を決算日に設定しているため、決算日から3か月以内に（3月決算会社であれば6月末までに）株主総会を開催する必要がありますが、議決権行使基準日は定款変更により変更することが可能です。実際に、昨年の株主総会において、株主との建設的な対話の促進を理由として議決権行使基準日を変更した企業も見られています。

(注2) 有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－（平成30年3月）

(注3) [連絡先] 総務企画局企業開示課「記載内容の共通化等サポート」担当：kyoutsuka@fsa.go.jp

II. 「監査報告書の透明化」について

近時、我が国では、不正会計事案などを契機として監査の信頼性が改めて問われている状況にあります。「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月）においては、監査の信頼性を高める観点から、財務諸表利用者に対する会計監査に関する情報提供を充実させる必要性を指摘しています。

こうした指摘を踏まえ、昨年3月に策定された「監査法人のガバナンス・コード」においては、監査法人のガバナンスの状況や監査の品質確保の取組等についての透明性の向上が求められています。また、企業会計審議会監査部会において、昨年10月から、「監査報告書の透明化」についての検討が行われ、本年5月8日に監査基準の改訂に関する公開草案の意見募集が開始されました。

「監査報告書の透明化」とは、監査報告書において、監査意見とは別に、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）を記載することにより、監査プロセスの透明化を図るものであり、世界的な金融危機を契機に国際的に導入が進んでいます。

このような「監査報告書の透明化」の導入により、

- 監査の品質についての評価を可能にし、監査の信頼性向上に資する
- 財務諸表利用者と経営者の対話が促進される
- 監査人と監査役等や経営者との議論の充実による監査の実施につながる

ことなどが期待されています。

公開草案では、監査人は、当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を「監査上の主要な検討事項」として決定し、その内容、決定理由及び監査上の対応を監査報告書に記載する旨を定めています。また、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、監査人は経営者に追加の情報開示を促すべきであり、経営者はこれに対して積極的に対応することが期待されるという考え方が示されています。

「監査上の主要な検討事項」の記載については、当面は金融商品取引法上の監査報告書においてのみ記載を求めることとし、平成33年3月決算に係る財務諸表の監査から適用することが提案されています。なお、監査部会での議論においては、適用時期について、特に東証1部上場企業を対象に、東京証券取引所、日本公認会計士協会からの通知等により、平成32年3月決算について早期適用を促すことが期待されるとされています。

今後、公開草案に対して寄せられたご意見を踏まえ、企業会計審議会において監査基準の改訂に関する意見書のとりまとめを行う予定です。

Ⅲ. コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた取組状況

コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られているものの、中長期的な企業価値の向上に向け、経営者による果敢な経営判断を促していく観点から、更なる取組が求められています。

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」においては、投資家と企業の対話を通じ、コーポレートガバナンス改革を実効的なものとするため、以下のような課題について、対話の際に重点的に議論することが期待される事項をとりまとめたガイドラインを策定するとともに、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが提言され、本年6月に「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定とコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われました。

(1) 果敢な経営判断

新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなどの果敢な経営判断が行われているか。事業ポートフォリオの見直しについての方針が明確に定められているか。自社の資本コストを的確に把握した上で、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げているか。

(2) 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資

中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等が行われているか。資本コストを意識した資本の構成や手元資金の活用を含めた財務管理の方針が適切に策定・運用されているか。

(3) 客観性・適時性・透明性ある CEO の選解任

CEO の選任・解任について、客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか。

なお、改訂版コーポレートガバナンス・コードでは、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会の設置が求められている。

(4) 取締役会の多様性の確保

取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力を備え、ジェンダー・国際性などの多様性を十分に確保した形で構成され、その際、取締役として女性が選任されているか。

(5) 政策保有株式

政策保有株式の縮減に関する方針・考え方が明確化されているか。個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会において検証した上、適切な意思決定が行われ、そうした検証内容について分かりやすく開示・説明されているか。政策保有株式の売却等の意向が示された場合に取引の縮減を示唆することなどにより売却等を妨げていないか。

(6) 企業年金の専門性向上

自社の企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの人事面や運用面の取組を行っており、そうした取組の内容が分かりやすく開示・説明されているか。

各企業・機関投資家におかれては、今般の「投資家と企業の対話ガイドライン」とコーポレートガバナンス・コード改訂の内容も踏まえ、中長期的な企業価値の向上に向けた深度ある対話を行っていただきたいと考えています。金融庁としては、引き続き、中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組を進めてまいります。